

---

## トレーナー学科における教員養成に対する理念等

---

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

### 【トレーナー学科】

トレーナー学科では、スポーツ科学に関する基本的知識と応用する能力に加えて、運動による外傷や障害への対応に関する専門的な知識と、科学的根拠に基づいたトレーニング法や健康管理法を修得したうえで、スポーツをする全ての人の安全と安心を確保し、パフォーマンスの回復や向上を支援することができる能力を有した人材を養成することを目指している。トレーナー学科の教員養成に対する理念は、幅広く深い教養と科学的根拠に基づく意思決定力及び豊かな人間性を兼ね備え、アスレティックトレーナーやストレングス&コンディショニングトレーナーとしての専門性を合わせ持つ保健体育科教員を育成することである。

トレーナー学科の教員養成に対する構想は次のとおりである。

教職課程の教科に関する専門的事項の科目（以下、教科科目）について、学士課程の専門科目として開設している豊富な「教職課程に関連のある科目」（以下、関連科目）を合わせて履修することで、体育・スポーツと健康に関する教科の専門性を備えた教員を養成する。

関連科目は、「スポーツ科学入門」をはじめとして、以下のような科目群に整理される。

「スポーツと社会に関する学び」：「スポーツ社会学」など

「多様な人々の健康と生涯スポーツに関する学び」：「障害者スポーツ論」など

「学校教育と指導法に関する学び」：「体育実技指導法」など

「スポーツ実技に関する学び」：「レクリエーション基礎実習」など

「スポーツと心身に関する学び」：「運動・スポーツ生理学Ⅱ」など

「トレーナーの基礎に関する学び」：「トレーナー概論」など

「トレーニングの基礎に関する学び」：「トレーニング論」など

「スポーツ医学に関する学び」：「運動器の機能解剖学」など

「スポーツコンディショニングに関する学び」：「スポーツコンディショニング論」など

「アスレティックリハビリテーションに関する学び」：「アスレティックリハビリテーション論」など

「トレーニングの実践と指導に関する学び」：「トレーニングプログラムデザイン」など

「スポーツ科学に関する幅広い学び」：「運動部指導観察演習」など

体育実技については、学習指導要領に示されている7 運動領域すべてにわたる17種目の「スポーツ実技」科目を開設し、スポーツ科学部の専門学生としての実技力を高める。また、実技における技能指導の実践力をさらに向上させるために、補完的科目として「体育実技指導法」を開設する。

教科科目と学習指導要領を関連づけるために、教科の内容及び構成に関する複合科目として「保健体育科教科内容論」を開設し、発達段階に応じ興味や関心を引き出す授業を展開していくための教材研究の力量を高める。

上記のような構想のもとに、トレーナー学科ではスポーツの実技力と指導力に加えて、トレーニング科学に基づいたパフォーマンス発揮の支援能力を合わせ持った教員を養成することを目指す。

教職課程の設置趣旨（学科等ごと）

#### 【トレーナー学科】

トレーナー学科は、以下の能力を修得することを教育研究上の目的としている。

1. 学術とスポーツを通じて建学の精神の四大綱を体得している。
2. 幅広く深い教養を身につけて、科学的根拠に基づく意思決定ができる。
3. スポーツ科学に関する基礎的知識を総合的に修得し、それらを応用する能力を身につけている
4. スポーツの実技力と指導力を身につけている。
5. トレーニング科学の観点からスポーツパフォーマンスをサポートする実践力を身につけている。
6. 競技者のスポーツ外傷・障害予防および競技復帰を支援するための実践力を身につけている。

本学の建学の精神、幅広い教養、スポーツ科学に関する知識と実技能力といった資質・能力に加えて、トレーニング科学、外傷・障害の予防・回復に関する知識・技能を身につけた有為な人材を、保健体育科教員として学校教育の場に提供することは社会的に大変有意義なことである。

#### 《中学校教諭一種免許状：保健体育の設置趣旨》

保健体育科の究極的な目標である「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する」ことについて、自己の適性等に応じて、運動やスポーツに対して「する・みる・支える・知る」といった多様な関わり方で関連づけることとされている。トレーナー学科は、特に「支える」といった点で関連性が高く、トレーナーとしての学びに加えて、機能解剖学、スポーツ医学、リハビリテーションの学びを活かして保健体育科教育を進めていくことができる。

体育分野の指導内容については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を通して、指導内容の体系化が図られている。その中で、中学校段階は「多くの領域の学習を経験する時期」と「卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期」と位置づけられている。トレーナー学科の教職課程では、「トレーニング基礎」を必修として、「スポーツ実技」を17科目の中から9科目選択必修としている。こうして修得した実技能力は、多くの種目を取り上げて生涯スポーツへとつなげる中学校段階での体育実技の指導において、大変有効であると考えられる。体育理論では、安全な運動やスポーツの行い方を指導することができる。

保健分野の目標においては、健康・安全に関して小学校段階での実践的な理解をもとに、中学校では科学的な理解ができることを掲げている。教科の指導法において、「保健科教育法」として独立した科目を必修としており、多数のスポーツ科学部専門科目の受講と合わせて、保健分野の指導において科学的な知識に基づいた授業が展開できる。特に、応急手当の指導において専門性を活かすことができる。

#### 《高等学校教諭一種免許状：保健体育の設置趣旨》

保健体育科の究極的な目標である「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する」ことについて、自己の適性等に応じて、運動やスポーツに対して「する・みる・支える・知る」といった多様な関わり方で関連づけることとされている。トレーナー学科は、特に「支える」といった点

で関連性が高く、トレーナーとしての学びに加えて、機能解剖学、スポーツ医学、リハビリテーションの学びを活かして保健体育科教育を進めていくことができる。

科目体育の指導内容については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を通して、指導内容の体系化が図られている。その中で、高等学校段階は「卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期」と位置づけられている。高等学校段階での生涯スポーツにつなげることを目指した体育実技の指導においては、学科で必修として学んだ数多くのスポーツ種目に関する専門的知識を十分に活かすことができる。また、高い技能レベルの運動部活動の指導にも対応することができる。体育理論では、運動やスポーツの活動時の健康・安全の確保の仕方を指導することができる。

科目保健の目標においては、健康・安全に関して小学校段階での実践的な理解、中学校での科学的な理解をもとに、高等学校では総合的な理解ができることを掲げている。教科の指導法において、「保健科教育法」として独立した科目を必修としており、専門科目で学んだ専門的知識を総合的に整理することにより、内容豊富な保健の授業を行うことができる。特に、応急手当の指導において専門性を活かすことができる。